

田辺市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における健康づくりを推進するため田辺市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、住民に密着した総合的健康づくり対策及び本市の母子保健法、健康増進法等に基づく保健予防事業を円滑、かつ効果的に進めることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 成人保健事業の企画、運営等に関する事項
- (2) 母子保健事業及び予防接種事業の企画、運営等に関する事項
- (3) 健康日本21地方計画に基づく健康づくり推進事業の企画、運営等に関する事項
- (4) その他の保健事業の企画、運営等に関する事項
- (5) 健康づくり関係団体の育成に関する事項
- (6) 保健センターに関する事項
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員33名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体等について、当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- | | | |
|------|------------------|-------|
| (1) | 田辺市医師会 | 4名 |
| (2) | 田辺西牟婁歯科医師会 | 2名 |
| (3) | 精神科医師 | 2名 |
| (4) | 田辺薬剤師会 | 1名 |
| (5) | 田辺市社会福祉協議会 | 1名 |
| (6) | 栄養サポート紀南 | 1名 |
| (7) | 田辺市母子保健推進員会 | 1名 |
| (8) | 田辺市自治会連合会 | 1名 |
| (9) | 田辺西牟婁助産師会 | 1名 |
| (10) | 西牟婁振興局 | 1名 |
| (11) | 田辺市民生児童委員協議会 | 1名 |
| (12) | 田辺市食生活改善推進協議会連合会 | 1名 |
| (13) | 保育所、幼稚園関係者 | 1名 |
| (14) | 学識経験者 | 10名以内 |
| (15) | 田辺市 | 2名 |
| (16) | 田辺市教育委員会 | 1名 |

(17) 公募による者 2名以内
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
 - 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (専門部会)

第8条 協議会は第2条の目的を達成するために必要な専門的な調査及び研究等を行う専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、部会長が必要と認めたときに開催することができる。
- 3 専門部会は、「母子保健推進部会」及び「成人保健推進部会」の2部会とし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、部会員による互選とし、部会員は協議会委員の中から会長が委嘱するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(雑則)

第10条 この協議会に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。